

当院でのお薬の処方について

～医薬品の供給が難しくなっています～

現在、医薬品の供給が不安定な状況が続いています。

また別に、令和6年10月より長期収載医薬品について、医療法上の必要性があると認められない場合に患者さんの希望を処方等した場合は、「選定療養（一部保険適用外費用が発生する）」となるルールが開始されました。

これらのことを踏まえ、保険薬局において、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じて調剤できることで、患者さんに適切に医薬品を提供するために処方箋には、医薬品の銘柄名ではなく『一般名（成分名）』を記載する取り組みを行っています。

また、患者さんに必要な医薬品を処方するため、地域の調剤薬局や医療機関との情報共有、医薬品の融通などに努めております。

当院は『一般処方名（お薬の有効成分名）』での処方を行うように努めており、そのことにより

- ご自身で選択できるお薬の幅が広がる（ジェネリックなど）
- 上記供給状況によっては、同一成分・同一薬効の医薬品への変更など、発行した処方箋でお薬を出す保険薬局に分かる内容となっています。

**ご不明な点やご心配なことなどがありましたら
お気軽に医師にご相談ください**